

## 令和2年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年1月25日 午前9時30分～10時40分					
開催場所	所沢市役所大会議室					
議案	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）					
出席委員	1番 池田 正巳	2番 越阪部 勲	3番 越阪部 一	4番 内野 喜昭	5番 糟谷 裕義	7番 池田 稔
	9番 見澤 幸一	11番 川口 浩	12番 栗原 茂	13番 大舘 浩一	14番 石井 進	15番 水村 英紀
欠席委員	6番 増田 貴雄	8番 鈴木 浩之	10番 石井 一	16番 本橋 与志喜	17番 新井 祥穂	

農業委員会事務局の進行により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がされたことを受け一部の委員には出席を控えていただき今回の総会を開催すること、また、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号14番 石井進委員、15番 水村英紀委員を指名いたします。

### 1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いた

します。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字光蔵寺谷の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて78.29平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は進入路です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は現在、建築基準法上の接道がないことから申請地を自己用住宅への進入路とするもので、本申請地は現在一部進入路として使用されていますが、昭和27年の農地法が施行される以前から住宅の進入路とされていることを航空写真等で確認していますので、現状のまま追認として許可することはやむを得ないと判断できます。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字上安松字供養です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は809平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は墓地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け墓地を拡張するものです。なお現在のお寺の総敷地面積は実測で3,272.86平方メートルとなります。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委 員： 墓地の増設は、お寺や墓地に隣接していると許可がおりやすいのでしょうか。また、周りに住宅がありますが許可がすぐにおりるのでしょうか。

事務局： 農地法には墓地に関する農地転用の基準はありませんが、墓地、埋葬等に関する法律のほか、所沢市には生活環境課が所管している所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例があります。この条例に許可の基準、設置場所の基準が定められており、事業系墓地等の設置は難しいですが、市内の宗教法人が隣接する土地に檀家用の墓地を拡張する場合には、既存墓地の2分の1の面積以下などの条件を満たしていれば可能となります。

議 長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字牛沼字向の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて253.6平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字上安松字供養です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は479平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場及び駐車場です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け墓地造成に伴う資材置場及び駐車場を設置するもので6か月の一時転用です。

以上の2件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ

しければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字柿木台です。現況地目は畑で、面積は2,088平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年2月1日から令和6年1月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,589平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,419平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年間です。

以上の3件です。

議長：それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番、3番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：それでは、申請番号2番、3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番、3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番及び3番について、決定で  
よろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号2番及び3番については、全会一致により決定とします。

#### 5 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）

議長：「議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故  
障）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故  
障）」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は東所沢四丁目です。地目は登記、現況ともに畑で  
す。面積は1,244平方メートルの内1,102平方メートルです。買取  
り申出の事由は、農業の主たる従事者の故障によるものです。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：聞き取り調査を事務局と所沢市都市計画課職員とともに行いました。申請  
人は、現在、身体が不自由となり農業の継続は不可能です。故障する前ま  
では、農業に従事していたことから当該生産緑地の主たる従事者と認めら  
れるものと考えます。また、現地を確認したところ、適切に管理されており、証  
明して差し支えないと思われ  
ます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員：生産緑地は全体の1,244平方メートルが指定されており、1,102  
平方メートルだけが今回の申請地ですか。

事務局：敷地の一部の1,102平方メートルだけが生産緑地に指定されています。

委員：都市計画課の職員も同席しているが、農業委員会と両方の判断で生産緑地  
が解除されるのですか。

事務局：この証明をすることで生産緑地の指定が解除されるものではありません。

買取り申し出をするにあたり、農業委員会で申請人が主たる従事者であったことの証明を受け、その証明書を添付し、都市計画課へ申し出ることとなります。生産緑地の指定の解除は、所沢市都市計画審議会に諮って変更されるものです。

委員： 地図では申請地が2つに分かれています。申請地以外の部分は地目が違うのですか。

事務局： 申請地以外の3箇所に分かれています。1筆ですべて地目は畑となっています。当初、生産緑地を指定するにあたり地権者が敷地を分割して申し出たことによるものです。現在は敷地の一部を指定する場合は分筆することとしています。以前は敷地の一部を生産緑地として指定できました。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、証明することとしてよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により証明することとします。

## 6 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、2件の通知がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、3件の証明をしました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、4件の届出がありました。

「報告事項8 農地賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。令和2年1月から令和2年12月までに締結公告された賃貸借契約における賃借料水準10aあたりは、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額10,900円、最高額33,600円、最低額2,400円、データ数は44件でした。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。